二　第一条中銀行法施行規則別紙様式第三号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び同令別紙様式第三号の二の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第1の改正規定、同令別紙様式第十三号の二第1の3．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十四号第1の改正規定、同令別紙様式第十四号の二第1の3．（国内基準に係る連結自己資本比率）の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）並びに同令別紙様式第十五号第1の改正規定、第四条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第1の改正規定、同令別紙様式第九号の二第1の3．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十号第1の3．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）並びに第八条中信託業法施行規則別紙様式第十号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び同令別紙様式第十号の二の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第三項、附則第四条第三項、第五条第三項及び第九条第二項の規定　平成二十七年三月三十一日

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）第十九条の三第二号ロ(3)及び第三十四条の二十六第一項第三号ロ(3)並びに別紙様式第一号（第4の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第一号の二（第4の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第五号の二（第2の4の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第八号から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第十一号（第2の4の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十二号（第2の4の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第十三号から別紙様式第十四号までの規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新銀行法施行規則別紙様式第一号第4の表記載上の注意、別紙様式第一号の二第4の表記載上の注意、別紙様式第三号第4の表記載上の注意、別紙様式第三号の二第4の表記載上の注意、別紙様式第五号第2の4の表記載上の注意、別紙様式第五号の二第2の4の表記載上の注意、別紙様式第十一号第2の4の表記載上の注意及び別紙様式第十二号第2の4の表記載上の注意の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

3　新銀行法施行規則別紙様式第三号（第4の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第三号の二（第4の表記載上の注意を除く。）の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第十八条の三第二号ロ(3)及び第二十五条の八の二第一項第三号ロ(3)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）第百三十三条第二号ロ(3)並びに別紙様式第三号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第十三号第3の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第十四号の二（第1の3．の表リスク・アセット等の項目に係る部分及び第2の2の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十四号の二（第1の3．（国内基準に係る連結自己資本比率）の表リスク・アセット等の項目に係る部分及び第2の2の表記載上の注意を除く。）並びに別紙様式第十五号第3の表記載上の注意（12．を除く。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新信用金庫法施行規則別紙様式第二号、別紙様式第三号の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第六号、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第十号、別紙様式第十一号の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第十三号第2の表記載上の注意及び第3の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第十三号の二第2の2の表記載上の注意、別紙様式第十四号第2の2の表記載上の注意及び第3の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第十四号の二第2の2の表記載上の注意並びに別紙様式第十五号第2の表記載上の注意及び第3の表記載上の注意（12．に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

3　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）及び別紙様式第十四号第1、別紙様式第十四号の二第1の3．（国内基準に係る連結自己資本比率）の表（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）及び別紙様式第十五号第1の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　第一項の規定にかかわらず、新信用金庫法施行規則別紙様式第三号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第十一号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第十三号第3の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第十三号の二第2の3の表記載上の注意6．、別紙様式第十四号第3の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第十四号の二第2の3(1)の表記載上の注意7．及び第2の3(3)の表記載上の注意8．並びに別紙様式第十五号第3の表記載上の注意（12．を除く。）の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）第七十条第二号ロ(3)並びに別紙様式第三号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号第3の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分を除く。）及び第2（2．の表記載上の注意を除く。）並びに別紙様式第十号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分を除く。）及び第2（2．の表記載上の注意を除く。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度については、なお従前の例による。

2　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号、別紙様式第三号の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第六号、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第九号の二第2の2．の表記載上の注意、別紙様式第十号第2の表記載上の注意及び第3の表記載上の注意（12．に限る。）並びに別紙様式第十号の二第2の2．の表記載上の注意は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

3　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第1、別紙様式第九号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、別紙様式第十号第1及び別紙様式第十号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　第一項の規定にかかわらず、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第三号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号第3の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号の二第2の3．の表記載上の注意6．、別紙様式第十号第3の表記載上の注意（12．を除く。）及び別紙様式第十号の二第2の3．(1)の表記載上の注意6．の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。